

「光風会 基本理念」

社会福祉法人光風会は、知的障がいをもつ利用者が必要とする福祉サービスを提供するとともに、地域における福祉活動の拠点としての役割を担うため、次の考えにたって施設運営を行ないます。

「施設の主人公は利用者である」を基本として、健康かつ安全で安心して快適な生活を保障するとともに、利用者さん個々の 人格を尊重し 人間性あふれる豊かな心を育みます。

年齢や障がいの状態に応じた適切な支援を行ない、個々の 能力と個性をのぼし、社会参加に必要な、自立支援を実践します。

地域や関係諸団体との連携を深め施設における事業の充実及び地域福祉の進展に寄与します。

光が放つ温もりと

風が運ぶ心地よさ

平成 27 年事業計画

社会福祉基礎構造改革に始まり、国連障害者権利条約批准で、社会福祉改革が一段落した。社会福祉法人は内部留保問題や法人課税免除などで一段と社会の風当たりが強まっています。依然として障害者入所施設の在り方には否定的ではありますが、知的障害関係者からは入所施設が熱望されています。このようなアンバランスな状況を打破するためには、今ある施設の地域での価値を高め、地域資源としての入所施設の在り方をおかんがえていきます。

地域の方が障害児者施設は必要ですと、その存在を認めていただくような施設を目指さなくてはなりません。入所施設の役割として、行動障害者、重度高齢者、医療的ケアの必要な方、触法障害者等への包括的支援が求められおり、地域性を十分に生かせるような取組をしていくことです。幸いに光風会は、児童から成人、日中活動事業所、共同生活援助、相談、居宅支援事業所を展開しており、各事業が連携することで地域の核となることができます。

光風会の中長期計画の実現のため、すみれ園利用者の地域移行を中心としたグループホームの展開、「のぼらホーム」という名称で今年2月から開所、今年度は、計画通り軌道に乗せるための重要な年になります。また2期目の展開として、同じく「のぼらホーム3,4」の展開、日中活動の場としての通所施設として「第2ごんた村」の開所に向けての準備をします。すみれ園の18歳超過児の地域移行と同時に新規入所児童に対してのきめ細やかな支援をする、そのためには支援する側の体制をきちんと整える努力をしていきます。

平成 27 年度重点目標

- 1、利用者の安心・安全の確保
 - ・支援者の危機管理意識の向上
 - ・事故対応マニュアル、リスク管理の強化
 - ・職員体制の見直し、適正配置

- 2、生活の質の充実
 - ・清掃の徹底
 - ・建物内備品の更新
 - ・衣食住の充実、寝具類の清潔、食堂環境の整備

- 3、利用者の地域移行の推進
 - ・児童施設のか齢児解消のためのホーム開設準備

4、地域で生活する障害児・者の支援

- ・特別支援校の実習受け入れ
- ・短期入所利用者・児への配慮
- ・第2日中支援事業所の開設準備

5、職員の専門性の向上

- ・法人全体での研修制度構築と人材育成
- ・人権擁護（虐待防止）にかかわる取り組み

6、社会福祉法人としての使命遂行

- ・経済的に厳しい障害者に対する救済処置等に対する調査検討
- ・地域の人々との交流（納涼祭・お祭り）
- ・総合防災訓練の地域との連携
- ・障害者雇用の遵守（障害者雇用率2%以上の達成）

H.27年度 のぼら園事業計画

「権利擁護」「ノーマライゼーション」社会福祉の大きな流れをふまえ、「その人らしい生活」「ゆとりのある生活」「安心・安全な生活」を柱に、入所施設という集団生活の場においても、利用者ひとりひとりの生活を大切にしたい支援の実現をめざす。

I 事業内容

- 1 入所支援（定員 50 名）
- 2 生活介護事業（定員 60 名）
- 3 短期入所事業・日中一時事業（定員 4 名）
- 4 共同生活援助「のぼらホーム」サポート・バックアップ

II 課題

①入所施設の将来像を見据えた人員配置、支援体制の構築

⇒入所施設は、今後更に重度重複、強度行動障害等、難しいケースを受け入れる事を求められる。法人内においてものぼら園は、すみれ園の加齢児解消を図るうえで、重度、行動障害の方の受け皿としての役割を担う事となる。あわせて、現在の入所者の高齢化も進んでいく。これらの状況を見据え、対応していくためにも、入所支援（夜勤体制）生活介護（定員 60 名に見合った適正職員配置）支援体制の見直し、精査をおこなう。

②事業展開にともなう人件費の増加、国の動向をふまえ、収入の増加、経費削減への取り組み

- ・収入の増加⇒生活介護定員を 60 名に変更
- ・経費削減⇒入浴支援体制の変更にともなう水道料金の大幅な増加への対処
 - *生活の質を落とすことなく改善をはかる
 - 1F・2F・3F の浴槽（浴室）の改修工事を検討・実施

③地域移行の推進・すみれ園加齢児解消への取り組み

- ・のぼらホームの全面バックアップ、サポートを実施
- ・のぼら園入所者の地域移行支援及び、すみれ園卒園児の受入れ

④組織力の向上

- ・人事異動の実施
- ・のぼら園の役割・課題・方向性を明確にし、全体で共有する
- ・人材育成
 - 研修計画を作成し、階層別、テーマ別研修への参加
 - 定期的な職員面談の実施

平成27年度 光風会のばら園 施設入所支援事業計画

I、基本理念

『その人(個々)らしい生活』

利用者さん個人を主体とし、個々の障害特性を理解し寄り添い、健康且つ安心・安全に生活を送れるように支援・配慮します。
ご本人のニーズを聴き取り・くみ取り、意思決定の実現できるように支援・配慮していきます。

『ゆとりのある生活』

利用者さんの生活の基盤を確立し、時間に追われることない生活環境を提供します。

II、支援方針

- 1、利用者さん個々が生き生きとした豊かな生活ができるよう、生活の質の向上を図るための支援を行う。
- 2、環境面、支援体制面等においても、より良いサービスの提供が行える様にしていく。
- 3、職員個々のスキル向上への取り組みを行なう。
- 4、生活介護事業と連携を図り、日中においてもより良い時間が過ごせるよう支援していく。
- 5、生活する場としての整備、及び、清掃を行い環境を整えていく。
- 6、生活を支える上での、気配り・目配り・心配りをしていく。

III、支援内容

1、個別支援

サービス等利用計画を基に、個々のニーズに沿った個別支援計画を作成しサービス管理責任者を中心に支援員全体で支援援助を行う。

(1) 取り組み

サービス等利用計画を基に、ご本人の意向・ご家族の意向をふまえ、サービス管理責任者が各寮主任・生活リーダー・ユニット支援員など多角的な視点から個々のニーズを掘り下げ個別支援計画を作成し、計画に沿った支援を展開する。また、10月に中間モニタリング、3月にまとめの話し合いをもち見直し、検証を適時おこなう。

2、生活支援

利用者の意思と権利を尊重し、その人らしい生活が営めるように、支援配慮を行ない、且つ、十分な情報のもとに自己決定し、それを各事業所や地域資源を活用し共同して支援を行なう。

3、家族支援

家庭との連絡を密に取り、近況報告、並びに、より良い関係性を持てるように配慮している。

4、健康、及び、衛生管理

- (1) 嘱託医による定期健康診断(精神科月1回 内科月2回) 精神科外来受診(月1回)
- (2) 定期健康診断(9月)・個別健康診断・職員健康相談
- (3) 歯科指導: 歯科検診(6月・9月・2月) 口腔ケア(月1回) 歯科医訪問診療(月1回)
- (4) 通院による検診・診察・治療
- (5) 入浴(週3回)
- (6) 散髪(月1回)
- (7) 大掃除(3月・7月・11月)、寮内の清掃(随時)
- (8) ぎょうちゅう検査(3月・9月)

- (9) インフルエンザ予防接種(11月)
- (10) その他、健康づくり

5.地域支援

- (1) 短期入所受入れ
地域のニーズに対応し、地域に根差した施設を目指す。
- (2) のばらホームバックアップ、及び、連携支援を行なう。

IV、災害対策・リスクマネジメント

- 1、防災訓練・避難訓練・炊き出し訓練・消火訓練(年4回以上)
- 2、消防署による防火総合訓練(年1回以上)
- 3、地域防災訓練(3者協定による合同訓練他)
- 4、防火管理部会の開催と防火設備の自主点検(毎月1回)
- 5、消防設備等の法定点検(年2回)
身体拘束や行動制限を施す場合に関して、行動支援計画を立案し実施して行く。又、
- 6、身体拘束、及び、行動制限をせぬ様に検証、検討を行なう改善に向けて取り組む。
- 7、利用者個々の障害・行動特性を理解・共有し、支援配慮を行なう。又、情報共有を図り、支援に質の向上へ取り組んでいく。
ヒヤリはっと事例報告の定着を図り、支援員間で情報の共有、危険意識の共有をはかる
- 8、とともに検証及び改善を図る。

V、職員研修

- 職員研修実施要綱に基づき、職員の資質向上、及び、利用者に対する生活援助・指導
- 1、技術の習得を図る為の各種研修会への参加強化(人権研修・内部研修・外部研修・講師による研修)
 - 2、職員スキルアップの為の通信教育(知的障害者専門員、社会福祉主事資格認定講習)
 - 3、職員面談、会議などを通して支援者としての知識や技術の習得、向上、人材育成を図り、のばら園全体のスキルアップを目指す。

VI、地域関係団体等との協調

- 1、保護者会との連携を図る。保護者会(月1回)・合同行事(餅つき大会・新年会・納涼祭・ファイスタ他)
- 2、地域との交流活動。地域清掃活動・バザー、その他地域行事への参加、環境設備の貸し出し等を行なう
- 3、ボランティアの受け入れ。各種行事・清掃・生活援助、及び、作業活動補助。
- 4、実習生の受け入れ(福祉系大学・短大・専修学校・行政)

VII、主な日課

時刻	6:00	7:00	9:00	12:00	13:30	17:30	18:00	20:00	21:00
内容	起床	朝食	朝回	昼食	入浴	夕食	余暇	就寝準備	消灯 就寝
	整容等	歯磨き	生活介護事業			歯磨き		トイレ	
	トイレ	トイレ				トイレ			
	洗面	活動準備	休回	昼食	入浴				
		余暇支援	ドライブ・散歩等						

平成27年度 障害者支援施設のばら園 生活介護事業支援計画

I:基本理念

地域社会への参加を促進する為、日中活動と合わせ、食事・排泄及び入浴等の充實的支援を行なう。また、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通して利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援を行なう。

- ・一人ひとりが持つ個性や力を信頼し、生活の中で主体性を尊重した支援
- ・関係機関と連携・協力し、健康管理と維持促進を図る支援
- ・地域社会と繋がりを持って生活していける支援(社会貢献活動・外部機関との連携活動)
- ※「施設の中で完結しない支援」を目指しながら取り組んでいく
- ・楽しく穏やかに主体的に生活出来るよう支援

II:実施日

毎週、月曜日～金曜日 9:00～15:00。

※通所利用者:祝日・夏期休暇・年末年始はお休みとなります。

※入所利用者:祝祭日も算定されます。(1月1日(元旦)のみ換算されません。)

※夏季期間: 8月 10日(月)～ 8月 14日(金)

年末年始: 12月 28日(月)～ 1月 1日(金)

通所者	稼働日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
		21	18	22	22	16	19	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		21	19	18	18	20	21	
		総数						235

入所者	稼働日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
		22	21	22	23	21	22	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		22	21	22	20	21	22	
		総数						259

III:主な日課

日課	日中活動				昼食	日中活動			
	9:00	10:00	11:00	11:30		13:00	13:30	14:00	15:00
朝 班									
昼 班	自立ケア								
	社会体験								
	入浴								
	通院								
	自立ケア活動								
生活担当									
日帰り旅行									

※項目に網掛けがある箇所で開催

通所者送迎あり:境木・保土ヶ谷町・初音ヶ丘・今井町・仏向町方面

引き継ぎは、9:20、11:40実施

日帰り旅行は年間計画に沿って施行

V:各活動班の具体的な活動内容



【生産活動】

労働的主張を色濃くするのではなく、その人個人が生きがい・社会参加・自己実現を充足できる活動を提供する。

- ①農園芸
- ②アクセサリー作り
- ③映織
- ④絵画
- ⑤販売
- ⑥広報活動

【レクリエーション】

ボランティア・各種講師を招き専門的知識の指導により、趣味・娯楽の領域を拡大させる。

- ①日帰り旅行
- ②おやつ作り
作る事、食べる事の楽しみを目的とする。※買い出しや調理工程などを実際に見て体験する。
- ③四季に合わせた行事
お花見、プール、紅葉、初詣等を通じ、四季を体感できる活動行事を年間計画として策定する。

【社会貢献活動】

地域の一員として、保土ヶ谷の活性化に貢献して行けるような活動を提供する。また、地域住民との豊かな人間関係のある「社会参加」によって「生きている」と実感できる活動を目的とする。

- ①区内環境整備
- ②最寄バス停付近の花壇設置及び管理

【施設整備事業】

虹班の施設整備事業の一環として、公用車清掃を法人より委託依頼を受ける事により、清潔且つ衛生の保持を保つ。また、法人からの収益を得る事により利用者工賃乃至は娯楽促進の充実を図る。

- ①公用車清掃
- 1)洗車 2)車内清掃 3)ワックスがけ

共同生活援助事業 のぼらホーム 支援計画

I. 基本理念

常勤職員による通過型のグループホームとして運営。少人数でより家庭的な環境で生活を送り、利用者によってはそれぞれに合った次のステップへの移行を目指す。

II. 支援方針

利用者の自立を促す事を主とするが、ホームでの生活を利用者にとって有益なものとするため、利用者と共に考え支援していく。

III. 支援内容

1. 生活支援

食事や入浴、生活環境の整備を行なう。

2. 健康管理

服薬の管理及び通院等の支援をのぼら園入所事業と連携して行なう。

3. 金銭管理

日常生活で必要とする金銭の管理を行なう。

4. 余暇支援

土日祝祭日を利用し、本人の意向に沿った余暇支援を行なう。

5. 送迎支援

のぼら園生活介護事業と連携し送迎支援を行なう。

6. 対人関係・コミュニケーション支援

日常生活の中で、他者や社会との折り合いをつけながら、生活していく力を養えるよう心掛けた支援を行なう。

7. 関係機関との連携

家庭との連携を図り、情報の共有と良好な関係を築く。

ケースワーカーや通所先との連携を図り、情報の共有と次のステップに向けた取り組みを共同して行なう。

IV. 地域連携

地域清掃への取り組み

ホーム前の通り及び権太坂小学校正門前の清掃

地域防災訓練への参加

狩場地区の防災訓練に参加

町内会に加入し、町内会活動に参加

平成27年度障害児施設(主に知的障害)すみれ園事業計画

- ・障害児施設が必要とする支援提供を次の通り事業計画に準じて実施します。

18才未満の入所児童は児童福祉法による①措置児童と②自立支援法による契約児童の2つの制度で運用しています。

- ・平成24年度の児童福祉法改正により、18才以上の児童は、自立支援法の適用により大人として受給者証書(各区保健サービス課経由)を受け生活介護事業により、すみれ園内で個別支援計画に基づき日中活動を実施します。

I—支援方針

厳守事項=利用者には、常にやさしく誠実な態度で接する事。(就業規則第12条1項)

- (1) 児童個々の障害特性は、支援の根幹であるため職員間における共通理解の定着を図る。

・児童の育成を図るため、食事・衣類の着脱・排泄等の身辺処理を基本にあいさつや掃除・買い物等生活に必要な技術を習得すると同時に家族並びに学校と連携を取り、高等部卒業後の進路支援中心に児童施設の役割として成人期までの通過施設として自立促進の支援を展開する。

- (2) 支援形態=すみれ園は定員30名(短期入所1名)の知的障害児入所施設です。

グループ名	年齢・学年等	児童数	職員数
ひかり	幼児～小学生	10名	5名(マイル1名)
かぜ	中学・高等部	10名	5名
そら	高等部～卒業生	10名	4名

- ・各グループにおいて年間計画を作成し、すみれ園運営の強化を図る。

II—事業内容

ライフステージ(幼児期—成人期20才)を視野に入れた生活支援

■各発達期を踏まえ、個別目標を重視し本人が安心、安全に取り組める支援内容に努める。

1 幼児期=発達の基礎を固める時期

- (1) 障害(つまづき)の状態に即した対応に努める。
- (2) 人との関わりを通して、安心感や意欲を重視した関係作りを目指す。
- (3) 生活リズム(食事:排泄:衣類:睡眠:遊び)の確立。

2 小学期=学びと育つ環境を保障する時期。

- (1) 育成歴による行動特性が既に定着化しやすい時期であるため人との関わりを中心にコミュニケーションのとり方など、育ちあう関係を大切にマナーやルールなどの理解を育てる。
- (2) 身辺処理含めた生活経験の拡大(身だしなみ:交通機関の利用:買い物)
- (3) 音楽療法士によるグループでのコミュニケーション活動を展開。

3 中学期=様々な事に対して挑戦する時期(主に取り組む内容)

- (1) 思春期(12才~20才位まで)を踏まえ、心と体の成長がアンバランスな時期を予測し、感情表現を受け止める事に重視し最終、自分で決めできる事は最後までやる。

- (2) 身辺自立スキルの確立＝身だしなみ獲得の確認：コミュニケーション力の定着＝（あいさつ等；人とのかかわりを通しての役割の設定＝ほめられる：しかられる経験の蓄積）
- (3) 余暇活動への参加＝プログラムへの取り組み（駅伝競技の参加・サッカー大会への参加・絵画・工作等）思春期への支援＝（男女間を含めた性教育の実施）
- (4) 中学卒業時、進路移行調査実施
- 4 高校期＝将来の自分自身を作る時期（進路を意識する）
 - (1) 身辺自立スキルの最終確認（自分で、できることの確認）
 - (2) 共同作業による作品作り＋自活支援体験（生活訓練室での宿泊経験）
 - (3) 家族支援含めた進路懇談の設定
 - (4) 進路支援の具体化（卒業後の地域移行）

【地域移行への学年別進路プログラムの作成】

平成30年3月末迄・高等部卒業生『18歳以上・30年3月卒業予定生』原則としてすみれ園卒園となる。

児童の障害特性及び適所を考慮し、法人内の進路先か法人外の進路先が良いのか、高校1年生の段階から卒業後の進路調整を進める。

5 高等部卒業生に対する方針

- (1) 本来、高等部卒業後、全員がすみれ園を卒園できる様に移行先を保障するのが基本であるが、生活の場の整備が十分でない状況を踏まえつつも、本人の立場・家族の立場に寄り添えるように努力して行きます。
- (2) 退所【卒業生はすみれ園(法人)の事情により退所又はすみれ園待機に分かれる】

①卒業年度の移行について＝卒業後の行方

- ②光風会成人入所施設のばら園④光風会グループホーム(のばらホーム等)
- ⑤家庭に復帰するケース⑥光風会以外の法人に移行（・成人入所施設・グループホーム）※④『卒業後・移行が困難な場合は、すみれ園待機となる』

■退所が困難なケースは、のばら園又はのばらグループホーム入居待ちで平成30年4月までに18才以上の年齢超過解消のため・27年度以降は、新規のグループホーム建設と関連事業として新規の日中活動をする第三ごん太村の建設が児童の退所の行方に大きく影響を及ぼすため、建設を切望しています。

6 退所児童に伴う児童の入所受け入れについて

児童相談所からの受け入れ児童の年齢選考＝すみれ園の方針として、基本を児童期の障害特性に対する早期対応及び的確に育ちの保障を確立する職員側の発達支援の提供時期として幼児期～中学年齢迄を入所時の目安として行く。

III—生活支援環境の整備

1 支援方針の統一化

- (1) 幼児期から成人期迄の支援方針の確認

①日常生活身辺処理（洗面・歯磨き・食事・排泄等）の確立

②児童が混乱しないための①項目の手順を支援統一票に基づき、障害特性への配慮をし、心の育ちが未整備である事を 支援者が十分理解し個別支援計画により本人の生活意欲を向上させられる支援集団（生活グループ内職員及び各グループ外）のチームワーク力強化を目指す。

(2) 年齢特有からの支援課題対応（子ども期～成人期20才）

①幼児期 ②学齢期・学齢後期＝特に、思春期・青年前期への対応

③障害に伴う環境不全（家庭・養育環境の崩壊等）への支援

（愛着形成への取り組み・人への不信・不安への改善・信頼の構築）

(3) 多様な障害レベル・障害特性への対応

(4) 職員のチームワーク力の強化

①職員間の職務意識の確認＝法人の理念・園の運営方針の理解の定着

②児童に対する人権尊重（権利擁護）の共有化を図る

③職員間の連携確認＝勤務時の引き継ぎ・支援時の複数対応・応援対応

④個別支援計画による児童の発達支援力の向上を全体カンファレンスで確認

IV＝地域で生活する障害者への支援（短期入所事業A：スマイル＝放課後支援事業B）

(1) 1A＝困難家庭に対する家族の負担軽減

2A＝利用期間の調整により本人の安定を図り、学校教育への支援も連動させる。

3B＝スマイル（放課後支援事業）平日＝保土ヶ谷養護学校等の学童への放課後支援実施。

V＝職員研修

1．職員育成計画の策定

(1) 社会人としての①マナーと②チーム連携について

(2) 年2回・講師による現場でのチーム観察

(3) 知的障害の基本的理解と発達支援に関する研修計画の策定

(4) 児童の育ちに対する発達支援の強化（児童相談所小児科・保健師・発達心理士との連携）

2 内部研修の強化＝経験年数や児童のニーズ（障害の多様化）を中心とした内容

(1) 家族支援に対する支援技法の学び（事例検討会等・児童相談所ソーシャルワーカー）

(2) 児童の発達レベルを重視した支援内容を構築し、適切な発達支援を全職員が提供できる様に専門家の派遣による専門性の育成につながる研修計画を組む。

(3) 職務倫理（人権意識の高揚・リスクマネジメント・苦情解決）・毎月1回職員勉強会・第三者の参加による生活改善委員会の定期開催（よこはまふくしネットop参加）

3 職員の高い人権意識の形成と適切な支援

(1) 虐待防止委員会の設置に伴う職員レベルでの規範整備【外部講師の派遣】

(2) 多様で複雑な課題のある児童期＝横浜市と連携を取り講師派遣により児童虐待

等学習含め、児童の人権・職務倫理・情報統制の強化＝年2回企画・6月と2月

VI－生活環境整備

1－(1) 行事及びレクリエーション

4月＝お花見：5月＝こどもの日：7月七夕・野外バーベキュー（園庭）

8月＝宿泊旅行：9月＝お月見会＊12月＝クリスマス会3月卒業生を送る会

(2) その他 調理実習＝宿泊訓練室利用

※のばら園と合同行事：5月＝創立記念日10月＝フイエスタ（秋祭り）：1月＝餅つき大会

(3) 外部への参加行事（招待含む）＝①夏・サーフィンスクール＋写真展の参加・駅伝大会・サッカー・野球等の観戦

②定期的外出支援(事業計画による個別支援計画書と連動し年1回を基本)により、個々の生活意欲の向上を図る。

(4) 園内活動

①クラブ活動自己選択（個々の才能発見＝音楽：絵画：工作：勉強：映画鑑賞・スポーツ等）

②こども会の発展（生活内容は、子どもの意見：要望・苦情を重視＝児童意見箱の活用）

③音楽療法教室の利用（音楽を通して、豊かな表現力や自己統制力の拡大を図る）

④学習環境の整備『下校後等含め宿題や・小遣い帳の作成や数や漢字の勉強が毎日できる時間設定の導入』＝児童福祉法50条－2項(児童に応じた学習支援)

⑤ボランティア導入に伴う児童への学習や余暇活動支援の充実を目指す。

(3) ー健康管理等

①看護師との連携による健康管理（感染予防）の増進と健康診断【児童・職員年2回】

②嘱託医による定期健診(精神科・内科とも月2回)

③定期健康診断(9月・3月)・入浴＝週3回(状況に応じシャワー対応実施)

④散髪(年6回を基本)・生活等の業者清掃・昆虫等の定期駆除

(4) ー災害対策

①避難訓練(毎月1回厳守・毎月第1土曜日消化含む訓練及び夜間・地域合同訓練実施)

②地域防災(町内会との合同訓練・病院及び地域住民との防災訓練)

③防火管理部会により災害対策及び防火器具等の点検実施

(5) ー実習生の受入

①社会福祉の専門職を目指す学生に対して研修の場を提供し就業に役立つ様に指導。

②年間を通して大学、短大、専門学校の実習生受入を定期的に行っている。

(6) ーよこはまふくしネットワーク会員活動参加

①月1回OP委員の訪問を受け、当該Yネット推進委員と連携し園生の権利擁護と職員間の人権意識の高揚を目的としている。(Yネット交換研修により他事業所の人権を学ぶ)

平成 27 年度地域支援室事業

I 事業内容

1 工房ごんた村（生活介護事業 定員 20 名）

(1) 社会性と趣味を身に着け、地域生活が送れるよう支援します

利用者が可能な仕事に携わり、生活の幅を広げるための体験外出を行い、社会性を身に着けます。また、音楽・運動・おやつ作りなどを行い、楽しみを持てるように支援します。

(2) グループホーム生活を目指す利用者を支援します

地域生活・グループホーム移行を目指す利用者への支援を行います。

(3) 環境整備

本園からごんた村に通所する道やごんた村周辺の環境整備を行います。

※休止中の自立訓練（生活訓練）事業は利用者がいないため廃止し、生活介護の定員を増やして地域のニーズに応えます。

2 グループホーム（共同生活援助事業 9 ホーム 定員 46 名）

(1) 9 か所のグループホームで障害者の地域生活を支えます。

(2) 体験室を設け、グループホーム生活の体験や移行希望に応えます。

(3) 消防法上必要とされるスプリンクラーを計画的に設置していきます。

(4) のぼらホーム 3・4（仮称）の設置準備をします。

※のぼらホームはのぼら園の支援により運営します。

3 光風会相談センター（相談支援事業）

(1) 計画相談事業所として、主としてのぼら園利用者、光風会グループホーム利用者、すみれ園卒園児の希望に寄添い、家族・後見人・福祉サービス事業者などの意見を聞き、サービス等利用計画を作成し、モニタリングを行います。

(2) 地域相談事業所として、必要に応じて地域移行支援と地域定着支援を行います。

(3) 身近な相談者として、障害者、家族、関係者などの相談に応えます。

4 光風会ヘルパーステーション（移動支援事業）

(1) 地域生活を送る障害者の生活を支えるため移動支援事業を行います。

(2) グループホームの余暇活動を充実させるために、移動支援事業を活用します。

(3) ガイドヘルパー養成研修の準備を行います。

5 その他

(1) 事業推進のためのネットワーク

事業を円滑に実施するために自立支援協議会など関係機関のネットワークに参加します。

(2) 研修

業務に必要な資格取得、支援技術向上、人権感覚向上、苦情対応などの研修会を受講します。

(3) 事業拡大に伴う活動拠点整備

今後予定している「のぼらホーム3・4 (仮称)」「第2ごんた村 (仮称)」などの事業拡大に伴い活動場所などの整備を進めます。

II 職員体制

- ・室長 1名
- ・部長 1名
- ・主任 4名
- ・支援員 常勤 3名
非常勤 39名

III 利用者障害支援区分 (予定)

1 工房ごんた村

支援区分	1	2	3	4	5	6	計
登録者数	0	3	11	13	3	7	37

2 グループホーム

支援区分	1	2	3	4	5	6	計
光風			1	2		2	5
清風			3	1		1	5
春風			1	1	1	1	4
優風			1	2	1	1	5
蒼風			2	1	1	1	5
涼風				3	1	1	5
陽風		1	1	2		1	5
小計	0	1	9	12	4	8	34
のぼら1		2		1	2		5
のぼら2			1	2	1		4
小計	0	2	1	3	3	0	9

平成27年度 資金収支予算内訳表
平成27年 4月 1日

(単位: 円)

勘定科目		合計	法人本部	障害者支援施設 のばら園	障害児入所施設 すみれ園	日中活動事業所 工房ごんた村	グループホーム	相談・居宅
収入	児童福祉事業収入	156,653,000			156,653,000			
	指図書収入	111,335,000			111,335,000			
	その他の事業収入	45,318,000			45,318,000			
	障害福祉サービス等事業収入	614,795,000		339,983,000	30,959,000	44,326,000	195,200,000	4,327,000
	自立支援給付費収入	481,412,000		283,630,000	15,155,000	44,000,000	136,600,000	1,627,000
	障害児施設給付費収入	7,363,000			7,363,000			
	利用者負担金収入	54,002,000		26,703,000	2,589,000	10,000	24,700,000	
	補給給付費収入	13,881,000		7,278,000	1,703,000		4,900,000	
	その他の事業収入	58,137,000		22,372,000	4,149,000	316,000	28,800,000	2,500,000
	受取利息配当金収入	-1,226,000	1,200,000	15,000	5,000	1,000	5,000	
	受取利息配当金収入	1,226,000	1,200,000	15,000	5,000	1,000	5,000	
	その他の収入	8,032,000	1,993,000	1,865,000	2,162,000	207,000	1,805,000	
	受入研修費収入	784,000		364,000	420,000			
利用者等外給食収入	4,238,000		914,000	1,452,000	72,000	1,800,000		
雑収入	3,010,000	1,993,000	587,000	290,000	135,000	5,000		
事業活動収入計(1)	780,706,000	3,193,000	341,863,000	189,779,000	44,534,000	197,010,000	4,327,000	
人件費支出	540,905,000	3,000,000	271,988,000	147,347,000	17,298,000	88,750,000	12,624,000	
役員報酬支出	3,000,000	3,000,000						
職員給料支出	287,388,000		158,321,000	91,116,000	7,773,000	22,936,000	7,242,000	
職員賞与支出	87,202,000		46,758,000	28,300,000	2,482,000	7,279,000	2,383,000	
非常勤職員給与支出	92,877,000		32,085,000	8,085,000	5,017,000	46,440,000	1,250,000	
派遣職員費支出	3,000,000							
退職給付費用支出	3,978,000		2,771,000	1,207,000				
法定福利費支出	63,460,000		32,051,000	18,639,000	2,026,000	9,095,000	1,649,000	
事業費支出	146,250,000		57,653,000	35,829,000	1,462,000	61,306,000		
給食費支出	46,319,000		22,766,000	11,353,000		12,200,000		
介護用品費支出	1,690,000		1,450,000	240,000				
保健衛生費支出	1,565,000		915,000	350,000	20,000	250,000		
医療費支出	320,000		160,000	160,000				
被服費支出	490,000		10,000	480,000				
検査検査費支出	2,699,000		1,060,000	1,462,000	170,000	7,000		
日用品費支出	2,350,000		400,000	340,000	10,000	1,600,000		
保育材料費支出	80,000			80,000				
本人支給金支出	746,000		70,000	446,000	230,000			
水道光熱費支出	44,300,000		23,376,000	14,025,000	600,000	6,400,000		
消耗器具備品費支出	7,460,000		3,305,000	2,025,000	130,000	2,000,000		
保険料支出	60,000			60,000				
賃借料支出	31,813,000		1,894,000	1,150,000		28,769,000		
教育指導費	5,052,000		1,470,000	3,180,000	402,000			
車輦費	1,176,000		688,000	408,000		80,000		
雑支出	130,000		90,000	40,000				
事務費支出	42,484,000	1,263,000	19,688,000	12,004,000	2,795,000	6,229,000	605,000	
福利厚生費支出	1,560,000		790,000	470,000	50,000	250,000		
職員被服費支出	190,000		110,000	80,000				
旅費交通費支出	1,425,000	485,000	230,000	200,000	100,000	280,000	130,000	
研修研究費支出	1,480,000		660,000	300,000	100,000	340,000	80,000	
事務消耗品費支出	2,700,000		900,000	640,000	350,000	700,000	110,000	
印刷製本費支出	943,000		652,000	336,000	20,000	35,000		
水道光熱費支出	6,730,000		4,125,000	2,475,000		130,000		
燃料費支出	404,000	210,000	122,000	72,000				
修繕費支出	4,605,000		1,305,000	1,000,000	1,300,000	1,000,000		
通信運搬費支出	2,271,000	6,000	635,000	320,000	150,000	1,260,000		
会議費支出	300,000	300,000						
広報費支出	50,000			50,000				
業務委託費支出	4,345,000		2,145,000	1,500,000	300,000	400,000		
手数料支出	851,000	100,000	230,000	160,000	120,000	240,000	1,000	
保険料支出	1,961,000		1,063,000	650,000	48,000	200,000		
賃借料支出	448,000		443,000	5,000				
租税公課支出	47,000	2,000	40,000	5,000				
保守料支出	3,630,000		2,080,000	890,000		750,000		
諸会費支出	589,000		160,000	350,000	54,000	25,000		
年金共済負担金支出	6,894,000		3,778,000	2,191,000	197,000	544,000	184,000	
雑支出	1,061,000	160,000	420,000	400,000	6,000	75,000		
その他の支出	4,166,000		914,000	1,452,000		1,800,000		
利用者等外給食費支出	4,166,000		914,000	1,452,000		1,800,000		
事業活動支出計(2)	733,809,000	4,263,000	350,241,000	196,632,000	21,555,000	148,085,000	13,029,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	46,901,000	-1,070,000	-8,378,000	-6,853,000	22,979,000	48,925,000	-8,702,000	
施設整備等による収入	施設整備等補助金収入	1,200,000		840,000	360,000			
	設備資金借入金元金償還補助金収入	1,200,000		840,000	360,000			
施設整備等収入計(4)	施設整備等収入計(4)	1,200,000		840,000	360,000			
	設備資金借入金元金償還支出	2,400,000		1,700,000	700,000			
施設整備等支出計(5)	設備資金借入金元金償還支出	2,400,000		1,700,000	700,000			
	施設整備等支出計(5)	2,400,000		1,700,000	700,000			
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-1,200,000		-860,000	-340,000				
収入	拠点区分間繰入金収入	65,000,000	65,000,000					
	拠点区分間繰入金収益	65,000,000	65,000,000					
その他の活動による収入計(7)	その他の活動による収入計(7)	65,000,000	65,000,000					
	積立資産支出	45,000,000	45,000,000					
積立資産支出	人件費積立資産支出	25,000,000	25,000,000					
	施設整備等積立資産支出	20,000,000	20,000,000					
拠点区分間繰入金支出	拠点区分間繰入金支出	65,000,000				20,000,000	45,000,000	
	拠点区分間繰入金支出	65,000,000				20,000,000	45,000,000	
その他の活動支出計(8)	その他の活動支出計(8)	110,000,000	45,000,000			20,000,000	45,000,000	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-45,000,000	20,000,000			-20,000,000	-45,000,000	
予備費支出(10)								
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	701,000	18,930,000	-9,238,000	-7,193,000	2,979,000	3,925,000	-8,702,000	
前期末支払資金残高(12)	243,133,574	37,980,933	93,779,689	60,440,311	16,824,264	43,628,869	479,458	
当期末支払資金残高(11)+(12)	243,834,574	56,910,933	84,541,689	43,247,311	19,803,264	47,553,869	-8,222,542	